

令和3年度

第1回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和3年9月30日(木) 午後2時

場所 : 交野市役所 別館3階 中会議室

令和3年度 第1回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和3年9月30日（木）午後2時00分

2. 閉会 令和3年9月30日（木）午後3時00分

3. 出席委員 会長 前波 艶子
委員 奥田 忠嗣
委員 小菓 裕成
委員 古賀 よし枝
委員 長井 輝臣
委員 羽尻 昌功
委員 波戸 良光
委員 宮本 芳昭
委員 山下 善子

4. 事務局 副市長 倉澤 裕基
理事 川村 明
次長 木下 憲治
医療保険課長 寺島 祐理子
医療保険課長代理 久保田 佳代・早野 多恵子

5. 議事案件

- ・国民健康保険出産育児一時金について
- ・令和2年度国民健康保険特別会計決算案について
- ・令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について
- ・令和2年度特定健康診査・特定保健指導等の取組について
- ・その他

交野市国民健康保険運営協議会委員（公募委員）について

6. 議事内容

理 事： 理事の川村でございます。

本日は、令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を召集いたしましたところ、公私になにかと、ご多忙中にもかかわらず、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。

早速ではございますが、委員の委嘱でございますが、長年にわたり交野市国民健康保険の運営にご尽力いただきました、山口会長が昨年度末ご逝去されたことから、新たに公益代表として就任されました、前波委員をご紹介させていただきます。

なお、委嘱状につきましては、委員のお手元に置かせていただいております。

前波委員： 皆さんこんにちは。只今ご紹介いただきました前波と申します。

皆さんと一緒に頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

理 事： ありがとうございます。

それでは、本日の会議に先立ちまして、黒田市長公務のため出席できませんので、市長の代行といたしまして、倉澤副市長より挨拶をいただきます。

副市長： 皆様こんにちは。交野市の倉澤と申します。

本日はご多用の中、当協議会に出席いただきましてありがとうございます。

皆様ご存知の通り、本日緊急事態宣言が解除になりまして、本市におきましてもコロナの感染者数8月が350名を超えるピークで、9月に入りまして減少傾向に向かっている状況。ワクチン接種につきましても9月28日現在12歳以上の接種対象者の78.9%が一回目の接種を終え、65歳以上の高齢者については、接種対象者の93%が一回目の接種を終え、非常に接種率は高いと言えるのではないかと思います。この接種率につきましては、市民のご理解と、交野市医師会、三師会の皆様、関係各位のご協力のおかげでこういった結果が出たのかなと考えています。本日緊急事態宣言が解除されますが、市としては気を緩めることなく、引き続き感染拡大防止に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、本日の協議会ですが、先月8月に国のほうで健康保険法施行例の一部改正があり、出産育児一時金の金額改正がありました。これに伴い本市の条例の一部改正の手続きをふまなければなりませんので、この改正についてのご報告をさせていただきます。

それから、令和2年度の国民健康保険事業の決算案、事業報告など合計3件のご報告を、予定をしています。

限られた時間ではございますが、よろしくお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申しあげます。

理 事： ありがとうございます。

なお、会議進行につきましては、会長が選任されるまでの間、事務局で進めさせていただきますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

(木下次長、寺島課長、久保田課長代理、早野課長代理の順番で紹介)

本日、市民部長の小川が所要のため欠席させていただいております。

案件に入ります前に資料本日配布資料について確認させていただきます。「次第」「交野市国民健康保険運営協議会規則」「令和3年度交野市国民健康保険運営協議会委員名簿」事前に送付させていただいております「令和3年度第1回交野市国民健康保険運営協議会資料」の一部差替え資料でございます。協議案件として、国民健康保険出産育児一時金についてあげておりましたが、法改正による条例改正予定のため、報告案件に変更させていただきました。資料の差替えをよろしくお願いいたします。

以上が本日の資料となります。過不足はございませんでしょうか。

それでは、改めまして、ただいまから令和3年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。まず委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田： 本日の出席状況を報告いたします。

課長代理 現在、委員定数13名中4名の方の欠席の連絡をいただいておりますので、9名の出席でございます。こちらは、本運営協議会規則第7条により本運営協議会は成立しております。

以上で報告を終わります。

理事： それでは次第の4.会長の選任について、でございますが、本日配布しております国民健康保険運営協議会規則及び交野市国民健康保険運営協議会名簿をご参照ください。会長の選任については、国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、公益代表委員より選出することとなっております。

公益を代表する委員の方は4名いらっしゃいますが、どなたがよろしいでしょうか。

宮本委員： 会長の選任につきましては、例年、公益代表の代表する機関のうち社会福祉協議会に会長をお願いしておりますことから、会長には社会福祉協議会の前波委員が適任かと思えます。いかがでしょうか。

理事： ただいま、前波委員との提案をいただきましたが、いかがでしょうか。特に異議がないようでございますので、会長は前波委員と決定いたしました。

会長におかれましては、席の移動をお願いします。

(会長の席移動後) それでは、会長より一言ごあいさつを賜りたいと思います。

前波会長： ただ今、会長に推薦されました、前波でございます。

ご意見をいただきながら、うまく進行出来たらと思います。最後までご協力いただきながら、皆様のお力で頑張っていきますので、ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

理事： ありがとうございます。それでは、以後の案件、議事進行をよろしくお願い致します。

前波会長： それでは、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第13条により、議長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

公益を代表する古賀委員、保険医・保険薬剤師を代表する羽尻委員、を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは次第にそって、すすめていきます。まず、報告案件一点目「国民健康保険出産育児一時金について」の説明をお願いします。

寺島課長： 出産育児一時金について、説明致します。

本日配布させていただきました資料 1 ページ目「国民健康保険出産育児一時金について」をご覧ください。

産科医療補償制度の補償対象基準の一部見直しが行われ、保険料の掛金を 4,000 円引き下げて 12,000 円に改定し、令和 4 年 1 月 1 日以降の分娩から適用することとされたこと、及び厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において出産育児一時金については、少子化対策として合計額 420,000 円を維持すべきとされたことを踏まえ、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が令和 3 年 8 月 4 日に公布されました。

現行では本人給付分 404,000 円＋産科医療補償制度における保険料の掛金 16,000 円合計 420,000 円、変更案は本人給付分 408,000 円＋産科医療補償制度における保険料の掛金 12,000 円、合計 420,000 円。

出産育児一時金の額は交野市国民健康保険条例第 7 条にて定められているため、変更案の内容、裏面の条例案を 12 月議会に上程を考えております。

前波会長： ありがとうございます。

ただいまの報告について何か質問はございませんか。

波戸委員： 12 月の議会に上程されるとの事だが、上程という意味はこの場で議論して、賛否を問うという事なのか。報告という形になるのか知りたい。

寺島課長： 上程して、委員の意見を諮ります。

波戸委員： 報告なのか、上程して決議を諮るのか尋ねている。

理 事： 資料にて説明のあるとおり一定条例改正については国の基準に準じていることが今までございます。今回の改正ですが、これにつきましても法令の改正で限度額は同じであるが、内容が異なっております。一定法律を遵守する形で条例改正行っていきますのであくまでも報告という形になります。

波戸委員： わかりました。議論という形になれば、反対意見が出る可能性もあるので伺いました。厚労省が良いといっても、交野市が良くないというかもしれないので、上程なのか報告なのか伺いました。

前波会長： それでは、事務局より、令和 2 年度国民健康保険特別会計決算について報告をお願いします。

久保田 課長代理： 令和 2 年度国民健康保険特別会計の決算についてご報告いたします。
3 ページをご覧ください。

まず、決算資料一番下の「被保険者数について」をご覧ください。今年の3月末時点の被保険者数は14,315人で、世帯数は9,257世帯でございました。介護第2被保険者とは40歳以上65歳未満の被保険者のことで、被保険者数内数でございます。

昨年度末と比べまして被保険者数は307人、世帯数は97世帯減少しております。昨年の報告では、2年間で1,617人、634世帯の減少でございました。2年間と比べて減少数は減っていますが、後期高齢者医療制度への移行に伴うものが要因であると考えており、本市に限らず他市におきましても、被保険者数は減少傾向でございます。

それでは令和2年度の決算についてですが、歳入合計77億5千816万9千円、歳出合計75億5千235万5千円の内容について、説明いたします。3ページ歳入の表内、一番上の保険料でございますが、昨年より2千199万6千円減少しております。これは、被保険者数の減少による保険料総額の減少によるものでございます。4ページの内訳をご覧ください。一般被保険者・退職被保険者と別れて記載しておりますが、全被保険者としては、現年度分の収納率は96.70%、滞納繰越分の収納率は36.08%でございました。

次に国庫支出金の内訳「国民健康保険災害臨時特例補助金」ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険料の減免を実施した減免額に対する補助金でございます。（後ほど報告案件の2で詳細については、ご説明いたします。）

「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」については、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に向けての、システム改修費に対する国からの補助でございませう。令和元年度・2年度の2箇年での補助金で、令和元年中に完了できなかった分となっております。

次に府支出金でございますが、主に、交野市国民健康保険が保険給付を行った医療費分について、大阪府より給付される「普通交付金」と、本市の国民健康保険に対する取組を評価され、交付金として交付される保険者努力支援分等の「特別交付金」がございませう。

令和2年度普通交付金は医療費や特定健診・特定保健指導に要する費用の減少に伴い減少。特別交付金は増加。増加の要因は保険者努力支援制度に係る交付金の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の交付でございませう。

また、大阪府が地方単独事業として実施している、医療費助成の療養の給付費に係る「地方単独事業助成補助金」も含まれます。

次に繰入金でございませうが、一般会計からの繰入と基金の取り崩しによる繰入がございませう。4ページ内訳書の「繰入金」をご覧ください。

まず、一般会計からの繰入でございませうが、「保険基盤安定制度分」これは、保険料の負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するために、国や大阪府から一般会計に交付され、一般会計から国民健康保険特別会計に算入するもので、保険料軽減分と保険者支援分を合わせた4億8千502万2千977円、職員の給与費等は、国保特別会計から支出され、一般会計から繰り入れられることとなっておりますので、職員給与費等の繰入が9千893万948円となっております。その他、国保が負担した出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れることとされておりますことから、出産育児一時金繰入金等がございませう。

財政調整基金繰入金でございますが、低所得者に関する保険料の減額は、大阪府の統一基準にございませんので、本市独自の減免として行っております。減免を行うことにより保険料収入が減少しますので、その減少分について、基金の取り崩しを行うものでございます。令和2年度におきましては、503万1千325円の取り崩しを行いました。

次に、繰越金でございますが、前年度までの黒字の持越し分として2億1千843万2千258円でございます。令和元年度からの、この繰越金のうち1億1千万円を基金に積み上げるため、予算の補正を行いました。

以上による歳入合計としまして、77億5千816万9千円が歳入でございます。予算額に対する執行率は、95.63%でございました。

次に、歳出でございます。まず、6ページの歳出内訳書をご覧ください。総務費の内訳でございますが、職員給料や職員手当などの人件費、印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費、国保の広域化に伴います国保のシステムの改修委託や被保険者証等の印刷・封入封緘業務委託などの支出や基金への積立て（1億1千万円と利子37万8千889円）を行っております。

また、徴収費ですが、これは賦課徴収費、保険料収納に関する費用でございます。督促状や納付書等の郵送料としての役務費やコンビニエンスストアでの保険料収納のための委託料の支出がございます。

当協議会費につきましても、総務費で支出を行っております。

次に、保険給付費でございますが、通常病院にかかる療養給付費や、はり・きゅう・あんま・マッサージにかかる療養費、また、高額な医療費にかかる高額療養費が大半を占めているところでございます。医療費につきましても、8ページ下表をご覧ください。一人当たりの費用額は前年度42万3千16円が40万800円と2万2千202円減少していますが、減少の理由として新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。この保険給付費につきましても、大半が先ほどの歳入でありました、大阪府支出金によって賄われます。

次に、国民健康保険事業費納付金でございますが、国民健康保険の広域化による、大阪府に納める納付金でございます。この納付金は、被保険者から収納しました保険料や、納付の対象となる一般会計からの繰入の費用を大阪府に納付するもので、大阪府下、市町村ごとに定められており、この費用によって大阪府の国民健康保険が運営されております。

次の保健事業費でございますが、特定健康診査に要する費用や保健事業といたしまして、特定健診を受けていただくための費用や、受診勧奨を委託によって行う等の費用で、6千134万8千円の支出となっております。（保健事業の取組については、報告案件3で報告いたします。）

3ページをご覧ください。

以上による歳出合計としまして、75億5千235万5千円が歳出でございます。予算額に対する執行率は、93.09%でございました。

よって、歳入歳出、差引きしまして、2億581万4千円の黒字となり令和3年度に繰り越しをするものでございます。

以上、簡単ではございますが令和2年度の決算見込みについての報告を終わります。

前波会長： ありがとうございます。
ただいまの報告について何か質問はございませんか。

長井委員： 被保険者代表の長井でございます。よろしくお願いします。
ただ今、ご説明いただきました件について、特に異存はないとのことでしたが、1つだけ仕組みについて確認させていただきたいと思います。
大阪府からの交付金及び支出金についてご説明がりましたが、大阪府からの交付金で、一般療養給付の昨年度からの減額理由が新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制とされていますが、この率がほとんど同じなので、100%連動する（上がれば上がる）と解釈したらいいのか。
交野市独自の取組みで交付金について増えているということでしたが、活動（健康づくりの健活10・収納率の向上など）が反映されるから特別交付金が上がると解釈していいのか、教えていただきたい。

寺島課長： 1点目の普通交付金のしくみですが、こちらは主に療養給付が対象となっているもので、給付額が上がれば、普通交付金の額も上がり、連動しています。
特別交付金の保険者努力支援分ですが、こちらは主に収納のことや保健事業の取組みなどに対して、国の評価基準が点数化されて配分されるものとなっております。今回、国において保健事業の部分に力を入れるということで、令和2年度から配分額が増えたという点が上がった要因と考えられます。

長井委員： ありがとうございます。健康づくりをして病院にかからなければ、特別交付金は上がり、医療費がかからなければ、本体（療養給付）は下がってくるということですね。

前波会長： それでは、事務局より、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について報告をお願いします。

久保田 課長代理： 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について、報告いたします。9ページをご覧ください。
国民健康保険料の減免について、説明させていただきます。
市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対し、減免を実施しております。減免の対象となる保険料は、「令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」でございます。
対象者は「主たる生計維持者」で、死亡・重篤な傷病については、保険料の全額を免除し、事業の縮小・廃業などで今年の収入が、前年のその収入の30%以上減少が見込まれる

世帯で、減免要件のすべてに該当する必要がございます。

他の要件としましては、

- ・要領に記載されている合計所得金額が1千万以下であること
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。

実際の保険料減免額は、対象保険料に減免割合をかけた金額でございます。

具体的な減免件数・減免額ですが、令和元年度分保険料(2月3月分のみ)については、98件で254万1千円の減免額でございます。

また、令和2年度分は222件で5千388万3千700円の減免額で、合計224件、5千642万4千700円ございました。

その他の保険料減免制度についても、主な要件ごとに件数のみ記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

次に、傷病手当金について説明させていただきます。10ページをご覧ください。給与の支払いを受けている対象者(被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者)が、労務に服することができず、給与を受け取ることができなくなった場合に、傷病手当金を支給いたします。

「支給対象となる日数」「支給額」は、記載の計算を行い、決定しております。

また、「適用期間」については、当初令和2年9月30日までの適用期限でしたが、感染状況から3か月ごとの延長が行われ、現時点で令和3年12月31日までとなっております。

市ホームページ・8月号広報に掲載し、周知しております。令和2年度の申請件数は2件で35万7千730円ございました。

以上が説明となります。

前波会長： ありがとうございます。

ただいまの報告について何か質問はございませんか。

_____ (質問なし) _____

前波会長： それでは、事務局より、特定健康診査、特定保健指導の取組について報告をお願いします。

早野： 資料の訂正をお願いします。

課長代理 11ページ下段2重丸、特定保健指導について、訪問による利用勧奨、保健指導未利用者約150件と記載していますが、50件。電話による利用勧奨 保健指導未利用者約50件を150件に訂正をお願いします。また、大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備事業への参画。おおさか健活マイレージ「アルマイル」と記載していますが、「アスマイル」に訂正をお願いします。

それでは、10ページ、3. 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等の取組みについて説明させていただきます。

平成20年度からの医療制度改革において、「老人保健法」の改正により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者（国民健康保険・被用者保険）に義務づけられました。

特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目して健診を実施しております。令和2年度の対象者は昭和21年4月1日から昭和56年3月31日生まれの交野市国民保険加入者です。

健診の受診方法は、個別健診、集団健診、地区健診より、被保険者が選択できるようになっています。

個別健診は大阪府内約4,500か所の医療機関にて無料で受診できます。

集団健診はゆうゆうセンターにて36回、地区健診は私部、星田、倉治の3地区の公民館等で行い、個別健診の検査項目と比べて、心電図、貧血などの項目を追加しているため、500円の自己負担金にて実施しています。実施状況は、令和元年度32.3%、令和2年度27.9%であり、目標値の39.0%には到達できませんでした。

11ページの特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に着目し、対象者の持つリスク数に応じて個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の発症を予防することを目的に実施しております。支援は動機付け支援、積極的支援の2種類に分けて行います。

動機付け支援は3か月間に、個別面談を1回・電話支援を2回。

積極的支援は6か月間に、個別面談2回・電話支援を4回行います。

特定健康診査、特定保健指導の実施率向上に向け、次のような取り組みを行いました。

特定健康診査では、

- ・4月上旬に、個別通知にて受診券・受診案内パンフレットを送付
- ・過去に地区健診を受診され、令和2年度の地区健診未受診者の約90件に電話勧奨
- ・40歳到達者には到達月に受診券・勧奨案内を送付
- ・AIを活用し、5つのパターン別案内を作成し、7月時点にて未受診者10,096件の内8,071件に受診勧奨通知を送付
- ・1月には400人を対象にSMS（ショートメッセージ）を発信
- ・3月末から4月上旬かけ、市内医療機関へ特定健診等の説明に伺い、ポスター掲示や対象者への受診勧奨を依頼
- ・大阪府健活アプリ「アスマイル」の利用の周知を行いました。

特定保健指導では、

- ・平日の利用が難しい方には休日対応を実施。

- ・保健指導対象者へは来所案内を送付し、未来所の場合には電話にて利用勧奨を行い、連絡がつかない場合は、さらに訪問による利用勧奨。不在の場合はポストイングによるアプローチを実施。アプローチにより、約26%の方が利用に結びつきました。利用に結びつかなかった74%の内、4%は連絡がつかず、また70%は拒否となり、拒否の理由として、「自分で健康状態は解っているので利用しない」「医療機関にかかっているのだから必要ない」「忙しい」「健診当日だけ血圧が高かっただけ」等になっています。
- ・個別面談の利用率を高めるために、集団健診では、当日の血圧140/90mmhgの方に保健指導を実施。
- ・おおさか健活マイレージ「アスマイル」の利用促進を行い、国保会員数は現在565人となっています。

以上のような取り組みを行い向上に努めました。

次に12ページ人間ドック補助金交付制度をご覧ください。人間ドック補助金交付制度は特定健康診査の受診率向上を図り、健康の保持増進のため、特定健康診査未受診者を対象者として行っております。人間ドック補助金交付制度の利用者は特定健診受診率の5.51%を占めています。

以上で説明を終わります。

前波会長： ありがとうございます。
ただいまの報告について何か質問はございませんか。

小菓委員： 地区健診は追加項目の心電図、貧血などの項目を追加で行っているが、集団健診では追加項目の心電図、貧血などの項目を行っていないのでしょうか。

早野： 説明が不十分で申し訳ありません。集団健診でも実施しております。
課長代理 個別健診では実施していない心電図、貧血などの項目を追加しております。

小菓委員： 個別健診でも必要であれば、心電図、貧血検査追加項目を費用無しで追加しておりますが。

早野： 個別健診では、医師の判断によるもので、前年度の結果や当日の医師の判定により
課長代理 心電図、貧血の追加項目を実施して頂いております。地区健診及び集団健診においては、医師の判断ではなく一律全員に実施しております。

小菓委員： 本来であれば必要である人、必要でない人、どちらの判断にしても一律追加料金を徴収しているという事ですね。

早野 : はい。

課長代理

小菓委員 : 必要である人からは徴収しない形にして頂くことはできないのでしょうか。

早野 : 今のところできない形になっております。貧血検査も追加しておりますので、その課長代理 場では判断できないという状況より、一律500円徴収しています。

小菓委員 : あまり納得できませんが、ありがとうございます。

前波会長 : 他にございませんでしょうか。

無いようですので、その他として事務局より説明をお願いします。

寺島課長 : 12 ページをご覧ください。

交野市の国民健康保険運営協議会委員は 13 名で現任期は令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。そのため、令和 4 年 4 月 1 日以降の被保険者代表委員を 11 月広報掲載により募集します。

公募の方法・内容ですが、

募集人数は、2 人

任期は令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

応募資格 令和 4 年 4 月 1 日現在、満 20 歳以上 72 歳未満の国民健康保険加入者

応募方法 11 月 8 日（月）～25 日（水）必着とありますが、25 日（木）の誤りです。

修正をお願いします。

期日までに所定の応募用紙と小論文（テーマ：国民健康保険に関すること）800 字以内を提出いただき、提出いただいた小論文及び面接により行います。

前波会長 : ただいまの報告について何か質問はございませんか。

ご質問がないようですので、これで終了させていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。

本日は、皆様方のご理解とご協力をいただきまして協議会を円滑に進めることができました。

どうもありがとうございました。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員
